

# 三条市農業委員会総会議事録

日 時 平成27年3月27日 午後3時00分

場 所 三条市役所 本庁舎4階全員協議会室

## 会議に付した議題

- 議第 1号 農用地利用集積計画の承認について
- 議第 2号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について
- 議第 3号 事業計画変更申請について
- 議第 4号 農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見について
- 議第 5号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について
- 議第 6号 平成26年度の目標及びその達成に向けた活動点検・評価(案)  
平成27年度の目標及びその達成に向けた活動計画(案)

## 報告事項

- 報第 1号 第2調査部会の調査結果報告について
- 報第 2号 正副部会長会議の結果報告について
- 報第 3号 農地法第18条第6項の規定による通知(合意解約)について
- 報第 4号 農用地利用集積計画(利用権設定)の解約通知について
- 報第 5号 作付変更届について
- 報第 6号 農地法第3条の3第1項の届出について
- 報第 7号 あっせん譲受等候補者名簿の登載について

## 出席委員 35名

- |                |                |
|----------------|----------------|
| 1番 大 桃 伸 之 委員  | 2番 鶴 卷 純 一 委員  |
| 3番 内 山 敏 雄 委員  | 4番 村 井 善一郎 委員  |
| 5番 熊 倉 睦 委員    | 6番 捧 譽 委員      |
| 7番 阿 部 眞佐雄 委員  | 8番 刈 屋 一 夫 委員  |
| 9番 佐 藤 満 委員    | 10番 金 子 純 一 委員 |
| 11番 内 山 清 委員   | 12番 大 竹 一 雄 委員 |
| 13番 横 山 一 雄 委員 | 14番 村 山 佐喜雄 委員 |
| 15番 山ノ内 正 委員   | 16番 大 竹 正 信 委員 |
| 17番 廣 川 哲 也 委員 | 18番 田 邊 稔 委員   |
| 19番 五十嵐 俊 雄 委員 | 20番 坂 井 和 弘 委員 |
| 21番 阿 部 銀次郎 委員 | 22番 野 水 敏 秋 委員 |
| 23番 野 崎 文 夫 委員 | 24番 嘉 藤 太加雄 委員 |

25番	佐藤裕雄	委員	26番	阿部新一郎	委員
27番	星野英治	委員	28番	藤田吉則	委員
29番	渡邊一英	委員	30番	原正利	委員
31番	小師勉	委員	32番	目黒伸一	委員
33番	山田佳典	委員	34番	蒲澤正	委員
35番	小林六一	委員			

欠席委員 なし

職務のため出席した事務局職員

事務局 長	堀 雅 志
事務局 次 長	斎 藤 公 明
経営基盤係副参事	麦 倉 政 勝
経営基盤係主任	堀 江 定 昭

午後3時00分 開会及び開議

議長（野崎会長）

時間になりましたので、3月の定例総会を開催したいと思います。

（挨拶 略）

それでは、これより会議に入ります。

最初に、出席状況を申し上げます。定員35名のところ、現在員35名、出席35名、欠席ゼロで会議は成立いたします。

なお、議事録の署名委員につきましては、定めにより私から指名をいたします。2番、鶴巻純一委員、18番、田邊稔委員を指名いたしますので、よろしくお願い申し上げます。

それでは、議第1号の審議に当たり、農業委員会等に関する法律第24条1項の規定に基づき、議事参与の制限により、議長を20番、坂井和弘会長代理に交代いたします。

（会長 野崎文夫委員退席、会長代理 坂井和弘委員議長席に着く）

議長（坂井会長代理）

それでは、早速議事に入ります。

議第1号『農用地利用集積計画の承認について』を議題といたします。

なお、3番、内山敏雄委員、6番、捧譽委員及び23番、野崎文夫委員は、農業委員会等に関する法律第24条1項の規定に基づき、議事参与の制限により、本議案終了まで退席をお願いします。

（午後3時10分 3番内山敏雄委員、6番捧 譽委員、23番野崎文夫委員退席）

議長（坂井会長代理）

事務局、説明願います。

事務局（堀事務局長）

それでは、議第1号『農用地利用集積計画の承認について』ご説明を申し上げます。

最初に、所有権移転に係る案件につきましてご説明申し上げます。

議案の1ページお願いします。今月の申請は3件で、合計計面積1万9,582㎡であります。

なお、いずれも先ほど開催されました農地銀行運営委員会で、あっせん委員より報告をいただいた案件でございます。

633番は井栗地内の農地4筆、4,045㎡をあっせんによる売買により取得したいものであります。価格は、10a当たり約100万円であります。

634番は、下保内地内の農地1筆、2,245㎡をあっせんによる売買により取得したいものであります。価格は、10a当たり約89万円であります。

635番は、川通西町地内の農地2筆、1万3,292㎡をあっせんによる売買により取得したいものであります。価格は、10a当たり30万円であります。

続きまして、利用権設定に係る案件につきましてご説明を申し上げます。

13ページをお開き願います。今月の申請は、新規設定26件、面積8万6,338㎡、再設定15件、面積3万5,521㎡、合計では41件、面積12万1,859㎡であります。

それでは、お戻りいただきまして、2ページにお戻りお願いいたします。636番から順にご説明を申し上げます。

なお、利用権を設定する者、受ける者、契約の種類、期間及び10a当たり賃借料につきましては記載のとおりでございますので、説明を省略させていただきます。

まず、636番から、8ページになりますが、8ページの658番までの23件につきましては、相対でそれぞれ新規に利用権設定をするものであります。

636番から順にご説明いたします。636番は、井栗地内の農地1筆、1,929㎡、637番は同じく井栗地内の農地3筆、1,405㎡、638番は長嶺地内の農地5筆、6,661㎡、639番は笹岡地内の農地1筆、923㎡、640番は同じく笹岡地内の農地1筆、1,778㎡、641番は同じく笹岡地内の農地1筆、1,902㎡、642番は棚鱗地内の農地4筆、4,983㎡、643番は濁沢地内の農地2筆、3,981㎡、4ページでございますが、644番は荻堀地内外の農地計9筆、1万1,088㎡、645番は島川原地内の農地1筆、4,037㎡、646番は飯田地内の農地1筆、2,999㎡、647番は月岡地内の農地2筆、989㎡、648番は代官島地内の農地1筆、1,031㎡、649番は駒込地内の農地3筆、956㎡、650番は興野1丁目地内外の農地計11筆、9,314㎡、続きまして651番は新光町地内の農地1筆、975㎡、652番は西潟地内の農地6筆、9,899㎡、653番は荻島地内の農地1筆、1,031㎡、654番は中野原地内の農地2筆、1,083㎡、655番は森町地内外の農地計6筆、7,693㎡、656番は荒沢地内の農地計4筆、1,557㎡、657番は井戸場地内の農地2筆、570㎡、658番は原地内の農地2筆、1,615㎡、以上23件につきましては、相対で新規にそれぞれ利用権設定をするものであります。

続きまして、659番から661番までの3件につきましては、農地利用集積円滑化団体である「にいがた南蒲農業協同組合」を通して新規にそれぞれ利用権設定をするものであります。

659番は、東本成寺地内の農地1筆、976㎡、660番は須頃3丁目地内の農地2筆、1,892㎡、661番は東光寺地内の農地4筆、5,071㎡、以上3件は、新規にそれぞれ利用権設定をするものであります。

次の662番から13ページの676番までの15件につきましては、再設定でありますので、説明を省略させていただきます。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長（坂井会長代理）

ありがとうございました。

それでは、質疑に入る前に、先日調査部会で調査いただいておりますので、その結果報告願います。

第2調査部会長は、私の隣に着席願います。

8番、刈屋一夫委員。

第2調査部会長（8番刈屋一夫委員）

よろしく申し上げます。それでは、第2調査部会の調査結果についてご報告いたします。

第2調査部会では、3月24日午後1時から厚生福祉会館第1集会室におきまして、部会員と野崎会長、坂井会長代理出席のもと会議を開催いたしました。

事務局より日程説明、議案説明を受け、全案件について意見決定を経て、午後2時35分に閉会いたしました。

ただいま意見が求められております議第1号『農用地利用集積計画の承認について』は、新規設定26件、再設定15件、所有権移転3件、合計44件、面積14万1,441㎡で、書類審査及び事務局から詳細説明を受け、いずれも農地の効率的利用、農作業に常時従事すると認められることなど、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしており、全件承認相当といたしました。

以上です。

議長（坂井会長代理）

ありがとうございました。

それでは、質疑に入ります。ご発言のある方はご発言を願います。なお、委員の質問等の発言については挙手をし、発言を求め、議長の許可を得てから発言をお願いいたします。

ご発言がないようですので、お諮りいたします。議第1号につきましては、ただいま調査部会長の調査結果報告のとおり決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり。）

議長（坂井会長代理）

それでは、異議ないものと認めます。

退席委員の着席をお願いします。

（午後3時20分 3番内山敏雄委員、6番棒 譽委員、23番野崎文夫委員着席）

議長（坂井会長代理）

退席された委員に報告します。

議第1号『農用地利用集積計画の承認について』は、調査部会長の調査結果報告のとおり承認することに決しました。

それでは、議長を交代します。

（会長代理 坂井和弘委員退席、会長 野崎文夫委員議長席に着く）

議長（野崎会長）

続きまして、議第2号『農地法第3条第1項の規定による許可申請について』を議題といたします。

事務局、説明願います。

事務局（堀事務局長）

それでは、議第2号『農地法第3条第1項の規定による許可申請について』ご説明をいたします。

議案の16ページをお願いいたします。今月の申請は6件で、合計面積3万4,523㎡であります。

14ページにお戻りをお願いいたします。79番は、北野新田地内の農地1筆、214㎡を譲り受け人が新潟県が施行する一般国道403号三条北バイパス工事による土地収用に伴う代替地として売買により取得するものであります。価格は、10a当たり75万円であります。

80番は、尾崎地内の農地3筆、448㎡を譲り受け人が経営規模の拡大を図るため、売買により取得するものであります。価格は、10a当たり70万円であります。

81番は、帯織地内の農地2筆、1,283㎡を譲り受け人が経営規模の拡大を図るため、売買により取得するものであります。価格は、10a当たり200万円であります。

続きまして、82番は、吉野屋地内の農地1筆、140㎡を譲り受け人が譲り渡し人の要望により、贈与で取得するものであります。

続きまして、83番は、月岡地内外の農地計6筆、3,059㎡を譲り渡し人が交換により所有権を取得した農地2筆及び利用権設定の解約をした農地4筆を同一世帯内後継者が使用貸借権を設定するものであります。

84番は、鶴田地内外の農地計19筆、2万9,379㎡を譲り渡し人が経営の若返りを図るため、使用貸借権を設定した同一世帯内後継者が死亡したため、新たに同一世帯内後継者が使用貸借権を設定するものであります。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長（野崎会長）

ありがとうございました。

それでは、本件についても質疑の前に調査部会長の調査結果を報告をお願いします。

8番、刈屋一夫委員。

第2調査部会長（8番刈屋一夫委員）

議第2号『農地法第3条第1項の規定による許可申請について』は、売買によるもの3件、贈与によるもの1件、使用貸借によるもの2件、合計件数6件、面積3万4,523㎡で、現地調査を含む書類審査及び事務局の現地確認結果など詳細説明を受け、いずれも譲受人の経営面積や機械、労働力、技術、下限面積などの許可要件をすべて満たしており、全件許可相当といたしました。

以上です。

議長（野崎会長）

ありがとうございました。

それでは、質疑に入ります。ご発言のある方、ご発言をお願いします。

ご発言がないようですので、お諮りをいたします。議第2号につきましては、ただいま調査部会長の調査結果報告のとおり決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり。）

議長（野崎会長）

それでは、異議ないものと認めます。

議長（野崎会長）

続きまして、議第3号『事業計画変更申請について』を議題といたします。

事務局、説明願います。

事務局（堀事務局長）

それでは、議第3号『事業計画変更申請について』ご説明いたします。

17ページをお願いいたします。今月の申請は2件、合計面積6,235㎡で、いずれも計画変更のみの申請であります。

29番は、旭町2丁目地内の農地4筆、3,759㎡を貸駐車場の用地として利用したいものです。場所につきましては、三条市厚生福祉会館南東50m付近で、都市計画用途地域の商業地域内にあることから、農用地区分は第3種農地と判断されます。

30番は、同じく旭町2丁目地内の農地3筆、2,476㎡を同じく貸駐車場の用地として利用したいものです。場所につきましては、三条市厚生福祉会館南側100m付近で、都市計画用途地域の商業地域内にあることから、農用地区分は第3種農地と判断されます。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長（野崎会長）

ありがとうございました。

それでは、本件についても質疑の前に調査部会長の調査結果を報告を願います。

8番、刈屋一夫委員。

第2調査部会長（8番刈屋一夫委員）

議第3号『事業計画変更申請について』は、合計件数2件、面積6,235㎡で、書類審査及び現地確認結果など詳細説明を受け、立地基準及び一般基準を満たしており、全件承認相当といたしました。

以上です。

議長（野崎会長）

ありがとうございました。

それでは、質疑に入ります。ご発言のある方はご発言を願います。

ご発言がないようですので、お諮りをいたします。議第3号につきましては、ただいま調査部会長の調査結果報告のとおり決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり。）

議長（野崎会長）

それでは、異議ないものと認めます。

議長（野崎会長）

続きまして、議第4号『農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見について』を議題といたします。

事務局、説明願います。

事務局（堀事務局長）

それでは、議第4号『農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見について』ご説明いたします。

議案の18ページをお願いいたします。今月の申請は、28番1件であります。鬼木地内の農地5筆、1,129㎡を農家住宅1棟、作業所1棟、物置・農機具格納庫4棟等の用地として利用したいものです。場所につきましては、鬼木集会場東側200m付近で、住宅等が連たんする区域内の農地であることから、農用地区分は第3種農地と判断されます。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長（野崎会長）

ありがとうございました。

それでは、本件についても質疑の前に調査部会長の調査結果を報告を願います。

8番、刈屋一夫委員。

第2調査部会長（8番刈屋一夫委員）

議第4号『農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見について』は、件数1件、面積1,129㎡で、書類審査及び現地確認結果など詳細説明を受け、立地基準及び一般基準を満たしており、全件許可相当といたしました。

以上です。

議長（野崎会長）

ありがとうございました。

それでは、質疑に入ります。ご発言のある方、ご発言を願います。

ご発言がないようですので、お諮りをいたします。議第4号につきましては、ただいま調査部会長の調査結果報告のとおり決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり。）

議長（野崎会長）

それでは、異議ないものと認めます。

なお、ただいま許可相当とした案件については県農業会議へ諮問し、答申があった後に許可といたします。

議長（野崎会長）

続きまして、議第5号『農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について』を議題といたします。

事務局、説明願います。

事務局（堀事務局長）

それでは、議第5号『農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について』ご説明をいたします。

議案の20ページをお願いいたします。今月の申請は5件で、合計面積4,076㎡であります。

19ページにお戻りをお願いいたします。99番は、西本成寺地内の農地1筆、530㎡を売買により取得し、建て売り住宅2棟の用地として利用したいものです。土地の売買価格は、1㎡当たり約1万4,000円であります。場所につきましては、本成寺中学校北東300m付近で、500m以内に2つの教育施設があることから、農用地区分は第3種農地と判断されます。

続きまして、100番は、上須頃地内の農地2筆、1,526㎡を売買により取得し、貸店舗1棟及び駐車場等の用地として利用したいものです。土地の売買価格は、1㎡当たり約3万6,000円あります。場所につきましては、JR燕三条駅南西300m付近で、都市計画用途地域の商業地域内にあることから、農用地区分は第3種農地と判断されます。

101番は、上須頃地内の農地4筆、500㎡を売買により取得し、貸駐車場の用地として利用したいものです。土地の売買価格は、1㎡当たり約1万8,000円あります。場所につきましては、須頃小学校北東300m付近で、都市計画用途地域の準工

業地域内にあることから、農用地区分は第3種農地と判断されます。

102番は、東鱒田地内の農地1筆、500㎡を賃借権の設定により倉庫1棟、通路及び車両置き場の用地として利用したいものです。場所につきましては、本成寺中学校南側300m付近で、住宅等が連たんする区域内であることから、農用地区分は第3種農地と判断されます。

103番は、直江町3丁目地内の農地2筆、1,020㎡を売買により取得し、貸駐車場用地として利用したいものです。土地の売買価格は、1㎡当たり約1万1,000円であります。場所につきましては、直江簡易郵便局西側100m付近で、都市計画用途地域の工業地域内にあることから、農用地区分は第3種農地と判断されます。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長（野崎会長）

ありがとうございました。

それでは、本件についても質疑の前に調査部会長の調査結果を報告をお願いします。

8番、刈屋一夫委員。

第2調査部会長（8番刈屋一夫委員）

議第5号『農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について』は、合計件数5件、面積4,076㎡で、書類審査及び現地確認結果など詳細説明を受け、いずれも立地基準及び一般基準を満たしており、全件許可相当といたしました。

以上です。

議長（野崎会長）

ありがとうございました。

それでは、質疑に入ります。ご発言のある方、ご発言をお願いします。

ご発言がないようですので、お諮りをいたします。議第5号につきましては、ただいま調査部会長の調査結果報告のとおり決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり。）

議長（野崎会長）

それでは、異議ないものと認めます。

なお、ただいま許可相当とした案件については県農業会議へ諮問し、答申があった後に許可といたします。

第2調査部会長は、自席へお戻りください。どうもご苦労さまでした。

議長（野崎会長）

続きまして、議第6号『平成26年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価（案）』及び『平成27年度の目標及びその達成に向けた活動計画（案）について』を議題といたします。

事務局、説明願います。

事務局（堀事務局長）

議第6号説明の前に、大変恐縮でございますが、議案訂正のお願いと、あわせておわびを申し上げます。

お手元に配付をさせていただいております「議題6号 正誤表」をあわせてごらん願いたいと思います。議第6号は別冊になっておりますので、よろしく願いいたします。

4ページでございますが、一番下段のほうでございます。(6)、地域の農業者等からの意見等のうち、下から2行目でございますが、「情報の提供等」について「意見等なし」と記載ということで記載させていただいておりますが、正しくは「水田賃借料の適正な価格設定をするよう申し入れ」がありましたので、訂正をお願いいたします。大変申しわけありませんでした。

それでは、議第6号『平成26年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価(案)』及び『平成27年度の目標及びその達成に向けた活動計画(案)について』をごらんください。

農業委員会は、農地法や農業経営基盤強化促進法などの法令事務、農業の担い手育成・確保、担い手への農地の利用集積などの促進等事務がございます。この内、法令事務につきましては、「判断の透明性や公平性」が求められ、促進等事務につきましては外部及び内部を問わず「はっきり見える活動」が求められていることから、毎年これらの活動の点検・評価及び目標とその達成に向けた活動計画の策定を行うこととしておるところでございます。

それでは、1ページをお願いいたします。平成26年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価でございます。I、法令事務に関する点検としまして、1、総会等の開催及び議事録の作成についてでございます。(1)、総会等の開催日及び公開である旨については周知をしております。

議長（野崎会長）

休憩に入ります。

(午後3時40分から午後3時43分まで休憩)

議長（野崎会長）

再開いたします。

事務局（堀事務局長）

1ページから説明申し上げます。1ページをごらん願います。

平成26年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価でございます。I、法令事務に関する点検としまして、1、総会等の開催及び議事録の作成についてでございます。

(1)、総会等の開催日及び公開である旨については周知をしております。

(2)、総会等の議事録は作成しており、また(3)、議事録の内容ですが、詳細なものを作成しております。

また、(4)、議事録については、市のホームページで公表しております。

2ページをお願いいたします。2、事務に関する点検でございます。(1)、農地法第

3条に基づく許可事務でございますが、これは1年間の処理件数が82件、そのうち許可が82件で、不許可はありませんでした。

(2)、農地転用に関する事務といたしましては、1年間の処理件数132件、そのうち132件が許可で、同じく不許可はありませんでした。

続きまして、3ページをお願いいたします。(3)、農業経営基盤強化促進法に関する事務でございます。1年間の処理件数は676件でございます。

続きまして、(4)、農業生産法人からの報告への対応につきましては、管内の農業生産法人数は30法人でございますが、そのうち報告されている法人は29法人でございます。提出しなかった農業生産法人は1法人でございます。

4ページをお願いいたします。(5)、情報の提供等といたしまして、賃借料情報の調査・提供については、調査対象、賃貸借件数515件、農地の権利移動等の状況把握につきましては158件、農地基本台帳の台帳面積は7,087haでございます。

(6)、地域の農業者等からの意見につきましては、「情報の提供等」において、先ほど来訂正をお願いいたしましたとおり、「水田賃借料の適正な価格設定をするよう申し入れ」がありました。

続いて、右のページをお願いいたします。Ⅱ、法令事務（遊休農地に関する措置）に関する評価でございますが、1、現状及び課題としまして、管内の農地面積は7,087ha、遊休農地が8.8haとなっております。2、平成26年度の目標及び実績につきましては、遊休農地の解消目標1haに対して、実績は0.3haとなっております。

3の2の目標の達成に向けた活動でございますが、この表の中段に農地の利用状況調査といたしまして、7月31日と10月31日に委員さんの力をおかりいたしまして利用状況調査を実施いたしました。調査員数は、延べで76人となっております。斜線を引いた遊休農地への指導項目等につきましては、平成26年の農地法の改正により記載不要となっておりますので、記載しておりません。

6ページをお願いいたします。Ⅲ、促進等事務に関する評価でございます。1、認定農業者等担い手の育成及び確保、(1)、現状及び課題につきましては、昨年3月現在で認定農業者数は449経営体でございます。

(2)、平成26年度の目標及び実績につきましては、目標を設定しておりませんが、実績は23経営体の増でございました。

続きまして、7ページをお願いいたします。2、担い手への農地の利用集積、(1)、現状及び課題については、管内の農地面積7,087haで、担い手への集積は3,059haで、集積率は43.2%となっております。

(2)、平成26年度の目標及び実績については、目標100haに対して実績は97haで、97%の達成率となっております。

8ページをお願いいたします。3、違反転用への適正な対応につきましては、違反転用数はゼロ件ということで確認はされております。

続きまして、9ページをお願いいたします。平成27年度の目標及びその達成に向け

た活動計画（案）でございます。Ⅰ、法令事務の遊休農地に関する措置でございますが、先ほどもご説明いたしましたとおり、現状として7,087haのうち8.8haの遊休農地がありますが、平成27年度の目標はこれを1ha減らしたいということと、調査実施は7月31日と10月30日を予定しておりまして、延べ76名の方から参加していただきたいというものでございます。

10ページをお願いいたします。Ⅱ、促進等事務、1、農業認定者等担い手の育成及び確保につきましては、現状は472経営体でございますが、同数の経営体の確保を目標にしたいと考えておりますので、よろしくをお願いいたします。

続いて、11ページをお願いいたします。担い手への農地の利用集積につきましては、7,087haのうち3,059haがこれまで集積されておりますが、27年度は新たに100haを担い手へ利用集積したいという目標を立てておりますので、よろしくをお願いいたします。

なお、本議案、議第6号につきましては、ご決定をいただければ、農業委員会事務局におきまして4月30日まで、及びホームページにおいて縦覧に付す予定でございます。

以上でございます。

議長（野崎会長）

ありがとうございました。

それでは、質疑に入ります。ご発言のある方はご発言を願います。

廣川委員。

17番（廣川哲也委員）

17番、廣川です。この正誤表の中にあります情報の提供等、水田賃借料の適正な価格設定をするよう申し入れがあったということですが、この読み方を変えるといろいろなふうに読めるかなと思うんですが、いわゆるこれは従前の標準小作料のようなものを決定してほしいという申し入れがあったという意味合いでございませうか。

議長（野崎会長）

事務局。

事務局（堀事務局長）

廣川委員ご発言のとおりです。

議長（野崎会長）

よろしいですか。

17番（廣川哲也委員）

はい。

議長（野崎会長）

ほかにございませうか。

ご発言がないようですので、お諮りをいたします。議第6号につきましては、ただいま説明のとおり、農業委員会事務室において30日以上及びホームページにおいて縦覧に付すことでご異議ございませうか。

（「異議なし」の声あり。）

議長（野崎会長）

それでは、異議ないものと認めます。

議長（野崎会長）

それでは、追加議案の日程についてお諮りをしたいと思います。

お諮りをします。議第7号『農業委員会事務局職員の配置替について』を記事日程に追加したいと存じますが、いかがでしょう。

（「異議なし」の声あり。）

議長（野崎会長） それでは、異議なしという発言がございますので、議第7号を追加の議案といたします。

事務局、議案を配付してください。

（議案配付）

議長（野崎会長）

それでは、議第7号の審議に入る前に、事務局職員全員の退室をお願いいたします。

（事務局職員退席）

議長（野崎会長）

それでは、議第7号『農業委員会事務局職員の配置替について』を議題といたします。

平成27年4月1日付の「農業委員会事務局職員の配置替について」で、三条市長から下記のとおり協議があったので、農業委員会等に関する法律第20条第3項の規定により承認を求めます。

配置がえにより農業委員会事務局職員の職を解く者。次長、斎藤公明。副参事兼経営基盤係長、麦倉政勝。

続きまして、配置がえにより農業委員会事務局職員として任命する者。副参事兼経営基盤係長、渡辺正美。主任、佐藤久美子。

以上です。

それでは、質疑に入ります。ご発言のある方、ご発言をお願いします。

この件につきましては、私3月3日、副市長のほうへ出向きまして要請してきたわけでございます。今回2名の方が退職されるという形の中で、これから、農業行政年々厳しくなってきており、そして農業委員会の業務が非常に頻繁に行われる中で、農業委員会の事務局職員の増員を凶っていただきたいという旨を伝えてきたわけでございます。そのときは、考えておきますという回答でしたが、先般3月20日に副市長に呼ばられ、出向いたところ、こういう内容でどうか農業委員会の総会に諮っていただきたいということでもございました。私の思っていた以上に今行政のほうでは職員を減らしているわけでもございますが、私はこれじゃちょっと我々農業委員としては納得いかないということも申し上げたわけでもございますが、これはやむを得ないという形の中で私が受けて帰ってきたわけでもございますので、どうかご承認のほどよろしくお願い申し上げます。

ほかに皆さんのほうでご意見。

野水委員。

22番（野水敏秋委員）

さっき配付されたと思うんですけども、……次長のそのポストがなくなるということ  
で……なんですけど、……退任される……ちょっと……。

議長（野崎会長）

ほかにございませんでしょうか。

ご発言がないようですので、お諮りをいたします。議第7号につきましては、ただいま提案申し上げましたとおり承認することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり。）

議長（野崎会長）

それでは、異議ないものと認めます。

しばらく休憩に入りたいと思います。

（午後3時53分から午後3時55分まで休憩）

議長（野崎会長）

会議を再開いたします。

以上で議事が終わりましたので、報告事項に移ります。

報第1項につきましては、ただいま議事の中で報告いただいておりますので、省略を  
いたします。

議長（野崎会長）

それでは、報第2号『正副部会長会議の結果報告について』事務局より報告を願いま  
す。

事務局（堀事務局長）

（別添報告書により説明）

議長（野崎会長）

ありがとうございました。

それでは、報告の中でご質問がございましたらご発言をいただきたいと思います。

ご発言がないようですので、報第2号『正副部会長会議の結果報告について』を終了  
いたします。

続きまして、報第3号から報第7号まで、続けて事務局より報告を願います。

（別添報告書により説明）

議長（野崎会長）

ありがとうございました。

報告の中でご質問がございましたらご発言をいただきたいと思います。

ご発言がないようですので、報告事項を終わります。

議長（野崎会長）

続きまして、来月の調査部会開催案内をお願いいたします。

第3調査部会長、4番、村井善一郎委員。

第3調査部会長（4番村井善一郎委員）

来月は、第3調査部会の当番でございます。4月24日午後1時から厚生会館第1集会室で会議を開催いたします。関係委員は出席をお願いします。

議長（野崎会長）

ありがとうございました。

なお、来月の総会は、我々任期中の最後の総会でもあります。30日を予定しておりますので、どうかよろしく願い申し上げます。

長時間にわたってご審議いただきまして、ありがとうございました。

以上をもちまして定例総会を閉会したいと思います。

午後4時10分 閉会

会議の顛末を記載し、その相違ないことを証するために、ここに署名捺印する。

三条市農業委員会会長

---

議事録署名委員（ 2 番）

---

議事録署名委員（ 1 8 番）

---